

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	三井金属鉱業株式会社
【英訳名】	Mitsui Mining and Smelting Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 仙田 貞雄
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番1号
【電話番号】	03 - 5437 - 8031
【事務連絡者氏名】	財務部会計課長 日向 勝久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番1号
【電話番号】	03 5437 8031
【事務連絡者氏名】	財務部会計課長 日向 勝久
【縦覧に供する場所】	三井金属鉱業株式会社 大阪支店 (大阪市西区靱本町一丁目11番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第88期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金3円

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、仙田貞雄、蓮尾充彦、坂井治文、森田正久、西田計治、久岡一史、森俊樹、平林豊、柴田裕通および佐藤順哉の10名を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、三浦正晴を選任する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期に在籍した社外取締役を除く取締役8名（平成24年12月4日に逝去のため退任した取締役1名を含む）に対し、取締役賞与として総額3,000万円を支給する。

< 株主提案（第5号議案および第6号議案） >

第5号議案 代表取締役社長仙田貞雄氏を即刻解任したい。

代表取締役社長仙田貞雄氏を即刻解任したい。

第6号議案 会社の純利益は、全て配当に充当すべきではないのか。

会社の純利益は、全て配当に充当すべきではないのか。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件  
ならびに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議結果
第1号議案	355,271	19,608	46	93.84	可決
第2号議案					
仙田 貞雄	398,360	5,259	0	97.81	可決
蓮尾 充彦	398,764	4,855	0	97.91	可決
坂井 治文	398,808	4,811	0	97.92	可決
森田 正久	399,781	3,838	0	98.16	可決
西田 計治	399,874	3,745	0	98.18	可決
久岡 一史	400,038	3,581	0	98.22	可決
森 俊樹	400,070	3,549	0	98.23	可決
平林 豊	400,054	3,565	0	98.23	可決
柴田 裕通	397,577	6,042	0	97.62	可決
佐藤 順哉	400,037	3,582	0	98.22	可決
第3号議案					
三浦 正晴	400,849	2,753	0	98.43	可決
第4号議案	396,706	6,926	0	97.40	可決

< 株主提案（第5号議案および第6号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議結果
第5号議案	32,193	371,249	66	7.91	否決
第6号議案	5,125	369,801	6	1.35	否決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案、第4号議案および第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案、第3号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案の各議案については可決要件を満たすことが、また株主提案の議案については可決要件を満たさないことが、それぞれ確定し、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上